

随意契約理由書

1 契約名称

大阪市感染症対応業務管理システム運用保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

大阪市感染症対応業務管理システム（以下、「本システム」という。）は、令和4年度に新型コロナウイルス感染症の患者データを一元的に管理するために導入し、基本情報の登録や疫学調査の結果、健康観察の状況、入院等公費負担の執行など、新型コロナウイルスにかかる本市業務を行うための重要なシステムである。

よって、本システムが障害等により停止した場合の本市業務に与える影響は非常に大きく、ひいては患者生命に関わる可能性があることから、安定したシステムの稼働を確保することは必要不可欠である。

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社は、本システムの基盤である保健所業務支援ソリューションを提供している事業者であり、システムの仕様細部まで熟知していると同時に、運用管理への支援、制度改正等に伴うシステム改修や機能追加への対応、障害発生時の迅速かつ的確な原因究明及び復旧作業が可能な唯一の事業者であることから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0739）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る比較分析等業務委託

2. 契約相手方

日本コンピューター株式会社

3. 随意契約理由（選定理由）

現在、国において令和7年度を目標とした地方公共団体情報システムの標準化・共通化（標準準拠システムへの移行）が進められており、本市においても令和8年1月の移行に向けて取り組んでいるところである。

移行作業においては、健康管理システム標準仕様書で定められた機能要件及び帳票要件並びにデータ要件及び連携要件と、現行保健衛生システムの仕様の比較分析（以下「対象業務」という）を実施する必要がある。

令和4年度には令和4年8月31日に公表された健康管理システム標準仕様書1.0版と現行保健衛生システムの仕様の際の確認について対象業務を実施した。

これについて、令和5年3月31日には健康管理システム標準仕様書1.1版が新たに公表されたため、これについても対象業務を実施する必要性が生じた。

対象業務を実施するにあたっては、現行保健衛生システムの機能や設計内容を詳細まで把握することが必要不可欠であるが、同システムは日本コンピューター株式会社が独自のノウハウを用いて構築したもので、システムの機能等を正確に把握し、標準仕様書と差異がある機能等について事務処理上のような性質のものかを分析することは、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、対応できる者は、当該事業者以外には存在しない。

以上のことから、日本コンピューター株式会社と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

（G3：測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務）

5. 担当部署

健康局保健所保健医療対策課保健情報グループ

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度公害健康被害補償システム機能改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社さくらケーシーエス

3 随意契約理由

本業務は、公害健康被害補償システムにおける令和5年度のシステム改修業務を委託するものである。

公害健康被害補償システムは、補償給付業務を効率的かつ円滑に行うため、公害健康被害認定患者の情報をデータベース化し、認定審査会審査票作成及び公害医療手帳印刷等並びに診療報酬及び障害補償費等の支払いデータ作成を処理・保存するシステムであり、平成28年度より導入しているが、市民サービス向上・業務効率向上のため改修を行うものである。

当該システムは、株式会社さくらケーシーエスが開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、改修業務については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することが対応できるのは、開発業者である同社のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課審査・給付グループ（電話番号 06-6647-0793）